

重 要

事 務 連 絡
平成 20 年 7 月 30 日

入札参加者各位

備前市総務部
財政課長

経営事項審査の制度改正に伴う再審査の取扱いについて(お知らせ)

標記につきましては、平成 20 年 4 月 21 日付け事務連絡にて、本年 4 月から経営事項審査制度が大幅に改正されたことに伴う平成 21 年度入札参加資格審査申請における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の取扱いについて通知したところですが、同通知において再審査の申立て期間は平成 20 年 7 月 29 日まで、とお知らせしておりましたところ、7 月 28 日付で県より 7 月 30 日以降も審査手数料を収納すれば申立てが可能になった旨の通知がありました。

すでにお知らせしておりますとおり、平成 21 年度入札参加資格審査申請(土木・建築・舗装・水道の 4 業種についてのみ)においては、新制度での経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を添付されない場合、申請を受理できませんので、再審査が必要にもかかわらず未対応の方については、上記の措置により再審査を受審されますようお知らせいたします。

なお本件についての詳細は岡山県土木部監理課建設業班(TEL 086 - 226 - 7463)へお問合せください。